

非破壊検査による野生ねまがりたけの出荷について

令和4年 6月 7日
林業振興課

1 検査の流れ

- (1) 出荷希望者は、予め猪苗代町農林課で採取・出荷管理台帳に登録する。
- (2) 持ち込まれたねまがりたけは、猪苗代町農業活性化協議会が非破壊検査機器で検査を行い、検査機器に応じて設定される基準値（100Bq/kgを超過しないように設定されるスクリーニングレベル）を下回ったねまがりたけについて検査済証を貼付した上で出荷者に返納する。検査済証の交付を受けた出荷者は、台帳に登録された出荷先（販売店等）に出荷する。
※町による検査は1日当たりの件数に上限がある。
- (3) スクリーニングレベルを超過したねまがりたけは、出荷されないよう廃棄する。

2 検査に関する問い合わせ先

猪苗代町農林課 0242-62-2116